

當規模のいざれかが二十七%以上あればいいことになつてあります。

両農協での対象者は、区域ごとの具体的な基準がまだ示されていませんが、北檜山農

協が六十五戸と新函館農協若松支店で四十七戸が対象になつています。

第二点は、今後関係機関、団体が共通の目標のもとに

一体となつた取り組みを推進するため、北檜山区と大成区にある既存の農業振興協議会、連絡会議を町、議会、農業委員会、各農協、普及センター、道南農済組合、土地改良区、生産者で構成する仮称「せたな町農業振興会議」に一本化して、早急にこの推進体制の整備をはかり、現在、その取り組み作業を行っています。

問・再質問

北檜山の対象者が六十五戸、

若松が四十七戸ですか？これは非常に甘いと思います。

所得の特認でも六百万円か

ら四百八十万円に下がりましたが、今、所得で四百八十万円を上げて税金を払っている農家は殆どなく、品目も澱粉用馬鈴薯などの制限がありま

す。

このことを含めて出した数字なのか、又、十ha以上耕作している人数は非常に少ないと

思われます。集落営農対策も必要であり、又、これらの対策から外れた農家の対策を含めて、意欲を失っている農

家に意欲を起こすのも行政です。これらを含めた対策について、再度町長に伺います。

又、旧三町一本化の振興計画をすぐ策定しなければ、間に合わないと思いますが、町長に伺います。

このことを含めて出した数字

答・町長

面積要件の10haで米を含めた五品目で、農協はカウントしている数字であります。

今、国の十九年から対策の変更、改革があり、これらについては、農家が自立していかなければならぬ状況の中

にあつて、どうしてもこの制度をクリアしていかなければ難しいと思つております。農家自身の取り組みについても、しつかりした考えがなければ進まないと思つています。

町として、當農集落、その他の部分で支援は当然行つていくと考えています。

制度から外れた農家も非常に多いわけであり、農協などと協議をしながら、考えられる支援についても、しっかりとやつてまいりたいと思っております。

本町では、地域包括支援センターの開設を平成十八年四月に目指して準備が進められていますが、二点質問します。

地域包括支援センターについて

問

地域包括支援センターについて

から成り立っています。特に、地域支援事業の市町村独自の任意事業をどのように進めていくのか、任意事業を進める場合、第一号被保険者（六十五歳以上）の保険料の財源しか使われないので六十五歳以上の保険料は高くなると思われますが、どのようにしていくのか伺います。

①地域支援事業は、現行の老人保健事業などを再編し、市町村が実施主体として創設された介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の三事業から構成されています。

②地域介護、福祉空間整備計画については、地域の施設整備計画を三年以内に策定しなければ、交付金を利用できな

いことになっています。

合併してからのせたな町として、この交付金を利用する

介護予防については、各区において実施している老人保健事業などを移行する方向で

各区のバランスを考慮し検討

答・町長

ためにも三年間の整備計画をどのように策定していくのか伺います。

たためにも三年間の整備計画を



一貫性と連続性のある介護予防と継続的なマネジメントの機能強化を目的としており、地域支援事業など三つの事業

事業調整をしている。

包括的支援事業については、地域包括支援センターに配置になる職員が中心となり各区と連携を図り進める。

任意事業については、初年度であり高齢者の実態把握を最優先に行い、既存事業の見直しを進める。人員配置では、専任職員三名、各区のケアマネージャーも併人配置させ本所、支所の連携を図る。利用料は、各事業所の統一を図る。

介護保険料については、地域支援事業を進める場合に、国から示された保険料推計のワークシートにより地域支援事業費が千六百万円程度になり、これをもとに推計した場合、月額三千四百円程になる見通しです。

②市町村整備計画については、今後、策定される新町の総合計画や介護保険事業計画など、整合性を図り、各区のバランスを考慮しながら検討して進めるべきと考えますが、再度答弁を願います。

問・再質問

今のは、包括支援センターをつくつても、今までの在宅支援センターをただ地域事業として移行させるだけではないのか。

例えば、高齢者生きがい健康促進事業が訪問介護、予防介護事業になり事業を移すだけで、新しい事業がないのではないかと思われる。

本当に創意、独自の地域事業をするなら、今までの老人福祉までの事業も組み込まれるので、財源的に持ち出しが増え、メニューが増えることで保険料も上がるのではない。又、任意事業を実施した場合、利用料の設定により、今まで老人福祉事業で行っていた無料の事業が有料となり、負担が増えるのではないか。

やればやるほど、色々な問題が出ます。地域支援事業は、二年間の猶予があり、新しい第三期事業計画との絡みを含めてきちんととした対策を持つて進めるべきと考えますが、再度答弁を願います。

答・町長

任意事業については、地域の実情に応じて創意、工夫を生かした多様な事業が出来ることがあります。現在のところ、実態把握を優先に行って、既存事業を中心に行つて、既存事業を中心に十八年度については対応していきたいと思っています。

負担の関係は、介護保険料の関係がありますが、十九%上限と決まっており、三%以内で、十八年度は二%以内と上限が決められており、それ以外の部分は一般財源になります。

上記と決まっており、三%以内で、十八年度は二%以内と上限が決められており、それ以外の部分は一般財源になります。

こういう状況の中で、保険料の基準額は、三千四百円程度になります。私としては、一八年度当初からスタートさせ、その中で改革、改善をして、十分町民の期待に応えたとおもっています。

園長さんや先生方のお話を聞くと、「三歳児と四歳児が一緒に教室ではデメリットが多く、三歳児教育が難しい」と話されていました。

こういう状況を改善するべ

教育問題について

きだと思いますが、教育長の考えを伺います。

①北檜山幼稚園は、平成十二年から三歳児の受け入れを開

始しましたが、教室がつくれないままに四歳児の教室を約一万一千人で、小学生は五百三十七人と少ない数です。

先日、小学校の先生とお話をした中で、三十人以上の学級が二つあり、先生の目が届かず苦労しているとのことでいた。

当然三十人以下の学級を実現すべきと考えますが、教育長の考えと、財政面では町長の考え方を伺います。

幼稚園のあり方を再検討
三十人学級は
現段階ではできない

答・教育長

①旧北檜山町教育長から重点課題として引き継ぎを受けて現況調査してまいりました。

幼稚園の環境の場として不備な点も見受けられ、遊戯室も教室も非常に狭いと感じています。

旧北檜山議会の常任委員会でも最終的に改善すべきとの



意見もありました。

三歳児保育を継続していく

上では、単独の教室が必要と認識しています。今後の入園

幼稚園のあり方も視野に入れて児数の推移を含め、将来の幼

稚園の再検討をしていきたい。

②三十人学級の問題について

は、現在、国の学級編成基準

法では、小中学校共に四十人

で進められており、教員の給

与は都道府県負担の法律があ

り、町費で教員を単独で採用

が出来ない。

故に、現段階では町単独で三十人学級はできない。現在、北小の四十人学級は、チームティーチングという方式で、少人数指導に取り組んでいる。国の少人数加配がなくなれば、町費単独で時間講師を配置したい。

将来のあり方含め再検討

答・町長

①将来のあり方を含め再検討し、増築が必要とされた時、早急に予算づけ、整備を図つ

ています。

問・再質問

①三歳児の幼稚教育は、平成十二年から現場の幼稚園には何の連絡もなく、町が一方的に進めたことで、園児が増えれば教室をつくり、臨時教員を採用しましたが、臨時教員も正職員と同じ仕事をしているのに正職員として採用されないままになっています。

幼保合併も三、四年かかります。町長は、必要性があれば教室をつくると言われましたが、教育長も必要だと言つており、来年の予算に組み入れて、本当に安心できる児童教育環境づくりをすべきと考えます。

②実際に四十人学級では、先生方は無理だと言っています。法律ではこうだから、これしか出来ないということでは

なく、何か方策があれば、もう一度考えていただき、再度答弁を求めます。

答・教育長

①幼稚園については、最終的な判断は設置者である町長がすべきと思います。

②三十人学級についても、四十人学級での指導というのは、大変困難だということは十分理解できます。

けれども、町費単独では学級増は現在の法体系では出来ず、時間講師のクラス分けの場合、時間講師は学級担任を持てないという網がかかっており、どうしてもクリア出来ない面があります。

四十人に先生が二人入つて補助的な授業を行うことしか今の所なく、ご理解願います。

一方生産コスト面では、原油価格の高騰により、燃料や

石油製品資材も連動して値上がりとなり、本町農家経済を大きく圧迫していますので三件の質問をします。

①農業の振興方策として、抜本的な対策が急務と考えますが、どうなのか。

財政的には、かなり厳しい折であり、財政の見通し立てなければ着手できなく、これらを検討していきたい。

農業対策について

平澤等議員

搾乳量制限を強いられる中で、町はどう対処するのか。

③各町村で「地産・地消」の動きがあるが、本町として

漁業も含めた中で、どう取り組んでいくのか。

問

本町の基幹産業の一つである農業は、現在、非常に厳しい時に直面しています。

平成十七年度の作況は、比較的に好天に恵まれ、全般的には豊作となつたものの、米

価は二年続きの生産費を割り込む大幅下落、野菜は価格暴落、雑穀類も近年にない低価格で取り引きされました。

町内JAの年度末の販売高見込みは、前年対比の約一億円減となっています。

町内公共施設等に消費を増やす努力を継続

答・町長

①本町の農業振興は、農協生産者、行政が相互理解のもとに、一体となつて農業振興策を進めていく必要があると考

えていました。

町と農協が助成措置を行い、生産者負担の軽減を図り、都度対策を講じ、新たな取り組みを奨励しております。

今後も、足腰の強い農業、付加価値の高い農畜産物への取り組みに向けて各農協、生産者部会と連携を図つてしま

付面積制限があり、酪農にもりたい。

②稻作、麦、てん菜には、作

